

# 確定申告会場への来場を検討されている方へ

## 感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

## 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場で当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合**があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

## 確定申告会場における感染防止対策

### 確定申告会場にお越しになる方へのお願い

#### 入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

#### マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

#### 少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

### 税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日よりも前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

# スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかりません

確定申告



確定申告期間中は**24時間いつでも利用できます**



スマートフォンやパソコンで  
簡単に申告書が作成できます



確定申告書の  
作成はこちから

## STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、  
簡単・便利に作成することができます

## STEP 3 申告書を提出

国税庁ホームページからe-Taxで送信



印刷して郵送等で提出



プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス  
(有料)を利用すれば、印刷できます。

## e-Taxの送信方法は2通り

### マイナンバーカード方式

① マイナンバーカード

② マイナンバーカード読み取対応のスマート  
フォン又はICカードリーダライタ



又は

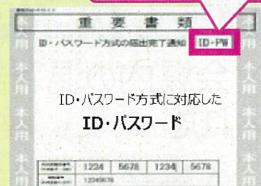


ID・PWが目印

### ID・パスワード方式

① ID (利用者識別番号)

② パスワード (暗証番号)



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、  
申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの  
暫定的な対応です。

マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

## 入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

### STEP 1

国税庁を「友だち追加」

### STEP 2

「相談を申し込む」を選択

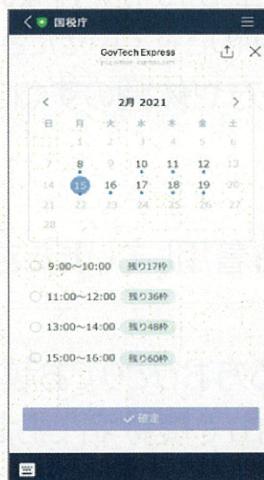
### STEP 3

税務署・希望日時を選択

### STEP 4

申込完了→会場で提示

国税庁  
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

### STEP 1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

### STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

### STEP 3

税務署や来場希望日時を選択

### STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月中旬以降サービスを開始する予定です。

入場時には  
この画面を  
ご提示ください

# 医療費控除は

領収書では医療費控除は受けられません！

## “医療費控除の明細書”の添付が必要です

### 改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

## “医療費控除の明細書”の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5年間**保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理（番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと）をお願いします。

### 医療費控除の明細書（裏面）の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療	
2/18	■■病院 診療 6,000円 ①
5/28	■■病院 診療 3,400円 ① ▲▲薬局 医薬品 700円 ②
国税花子さんが受けた医療	
9/13	○○診療所 診療 3,300円 ③ 医薬品 1,100円



- 医療を受けた人
- 病院・薬局
- ごとに医療費を合計して記載します。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】				
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。				
住 所	氏 名			
1 医療費通知に記載された事項				
医療費通知(1)を添付する場合、右記の(1)~(4)を記入します。 医療保険者等が発行する医療費の領券等をする書類で、次の項目が記載されているものとします。 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」) (1)受取者番号の記入 (2)医療を受けた年月 (3)医療を受けた者 (4)医療を受けた病院、診療所、薬局等の名称、(5)被保険者等が支払った医療費の額、(6)領収書の枚数				
2 医療費（上記1以外）の明細				
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院、薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)の合計金額が保険料として課せられる金額
国税 太郎	■■病院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円	
同上	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	700円	
国税 花子	○○診療所	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	4,400円	

2 医療費（上記1以外）の明細				
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	
国税 太郎	■■病院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円	
同上	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	700円	
国税 花子	○○診療所	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	4,400円	

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

<https://www.keisan.nta.go.jp>

確定申告



税務署

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

## 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

\*この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

**氏名**

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

\*医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目  
が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保障者等の名称

(1) 医療費通知に記載 された医療費の額	(2) (1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3) (2)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
円 ②	円 ①	円

## 2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ことではなく、

「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (□ - □)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
□ × 0.05	(赤字のときは0円)	
□と10万円のいすれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (□ - □)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

